

令和5年洞爺湖町教育委員会第5回臨時会会議録

日 時	令和5年9月28日（木） 13：30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教 育 長 渋 川 賢 一 委 員 吉 田 聡 委 員 来 栖 由 喜 委 員 岡 本 里 佳 委 員 岩 崎 義 久
欠席委員	無し
説明員	管理課長 高 橋 謙 介 社会教育課長 原 美 夏 社会教育課参事 角 田 隆 志
会議録調整者	管理課主査 大 楽 泰 生
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【開会宣言】	渋川教育長 開会を宣言する。（13：30）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	渋川教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	渋川教育長 8／22 コンサドーレサッカー教室（ポロモイスタジアム） 〃 働き方改革・人事推進・女性活躍推進会議（広域センタービル） 8／23 定例校長会議（第2委員会室） 8／25 フレンドリーツアー三豊市訪問団歓迎式（防災研修ホール） 8／27 フレンドリーツアー三豊市訪問団お別れ式（とうや小学校） 8／28 定例教頭会議（第2委員会室） 9／ 2 有珠山火山噴火総合防災訓練（役場庁舎、文化センター） 〃 香川出雲神社例大祭宵宮祭(香川出雲神社) 9／ 5 部課長会議（201会議室） 〃 永年勤務者表彰伝達（虻田小学校、温泉小学校、虻田中学校） 9／ 7 濱坂副知事視察対応（貝塚館、高砂貝塚）

日 程 第 4 【 報 告 事 項 】 ・ 報告第 2 1 号	9 / 8 虻田中学校学校祭 (虻田中学校) 〃 日本マーチングリーグ懇親会 (洞爺湖万世閣) 9 / 9 ツーデーマーチ出発式 (洞爺湖畔) 〃 入江保育所運動会 (あぶた体育館) 9 / 1 1 ~ 2 0 議会 9 月会議・決算特別委員会 (本会議場) 9 / 1 3 全道へき地複式教育研究大会交流懇談会 (ホテルゆとりろ) 9 / 1 5 第 3 0 次英国ボランティア青年歓迎会 (洞爺総合センター) 9 / 2 1 君の夢応援プロジェクト審査 (3 0 2 会議室) 9 / 2 5 教育行政事務打合せ (札幌市) 9 / 2 8 教育委員会議 (第 2 委員会室) 〃 企業版ふるさと納税企業 ((株)マテック) への感謝状贈呈式 (町長室) 〃 虻高フォローアップ委員会 (第 2 委員会室) 渋川教育長 日程第 4、報告事項でございます。報告第 21 号、臨時代理の報告について、事務局からお願いいたします。 高橋管理課長 議案書 2 ページ目です。 報告第 21 号、臨時代理の報告について (洞爺湖町議会令和 5 年 9 月会議提出一般会計補正予算 (第 3 号)) でございます。 洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告するものでございます。それに対しまして、4 ページ目でございますが、教育長から町長に対し異議はない旨の通知を出しているものでございます。 予算の中身につきましては、6 ページ目以下になります。まず、管理課所管分、歳出のみの補正となります。 7 ページ目、3 歳出、3 款民生費、5 項保育所費の中で、常設保育所費の中で 1,500 千円の財源補正という形で、一般財源で見ていたものをその他の財源で見る、と言ったような特に大きな補正ではないですけども、財源の繰り替えをした補正を行ってございます。 続きましてその下、10 款教育費、1 項教育総務費の教員住宅管理費でございます。12 節委託料で 275 千円、14 節工事請負費で 1,300 千円の補正をしてございます。こちらにつきましては、虻田小学校の管理職住宅が 2 棟建っているところの、海側の住宅を解体する工事とその周りに笹が生い茂っておりますので、それを伐採する費用でございます。なぜこの時期かということにつきましては、地域交流センターに高齢者事業団が入っているのですけれども、そこが次年度以降解体となることを踏まえて、高齢者事業団の事務所を管理職住宅の一つの建物に移転する、というような計画が町長部局の方でございまして、それに伴い、海側の住宅に高齢者事業団の倉庫を持って行きたいとい
---	--

う形で、そこを解体して設置するというのを年度内に行う必要があることから、今回補正提案しているものでございます。管理課所管分は以上でございます。

原社会教育課長

社会教育所管分でございます。歳出から説明させていただきます。

10 款教育費、4 項社会教育費、3 目社会教育施設費でございます。こちら補正額が 5,995 千円です。こちらについては、放課後児童クラブ整備工事費でありまして、風っ子をさわやか別館、地域交流センターで行っておりますが、その取り壊しに伴いまして、虻田小学校へ移転ということで、工事費を計上しております。

5 目文化財費でございます。補正予算額は 374 千円です。こちらに関しては、文化財の保全整備事業で、パンフレットの増刷で印刷製本費、地域交流センター移転に伴う現地調査ということで、発掘調査業務委託料として 143 千円を計上しております。

続きまして、同じく教育費、5 項保健体育費、2 目体育施設費でございます。補正予算額につきましては 1,375 千円。こちらにつきましては、小破修繕を含む緊急に対応しなければならなかった修繕関係を計上しております。

6 ページに戻りますけれども、歳入でございます。歳入は町債で、教育債として、5,600 千円を補正しております。こちらにつきましては、放課後児童クラブの整備事業に対しまして、合併特例債を充てまして社会教育施設整備事業債として 5,600 千円を計上しております。以上です。

渋川教育長

質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡本委員

虻田地区の学童が虻田小学校に移転ということですが、これの整備が今年度中にあるということですか。

原社会教育課長

はい。

岡本委員

ここにはエアコンは入っていますか。

原社会教育課長

エアコンに関しましては、この中には入ってはおりません。現在、その工事に合わせたエアコンの取付けについて調整中でございます。

・ 報告第 2 2 号	岡本委員 夏休みに学童で過ごすお子さんたち、先生も大変かなと思ひまして、こういう整備の時に今後はつけて行かないと大変かなと思ひ確認しました。 渋川教育長 ありがとうございます。 その他ございませんでしょうか。 《「なし」の声》 それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。 続きまして報告第 22 号、令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果概要について、事務局からお願いいたします。 高橋管理課長 議案書 8 ページ目になります。 報告第 22 号、令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果概要について。令和 5 年度の結果を次のとおり報告するものでございます。 調査期日は令和 5 年 4 月 18 日（火）、対象学年は小学校 6 年生と中学校 3 年生、実施した学校と児童生徒数は、小学校 3 校で 28 名、中学校 2 校で 41 名実施してございます。調査の内容につきましては、教科に関する調査、国語、算数・数学、英語、英語は中学生のみでございます。これについては下記の 2 点、身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力、等々の部分についての調査を行ってございます。5 番目の生活習慣や学習環境に関する調査につきましては、児童生徒に対する調査、学習意欲、学習方法等の調査と学校に対する調査、指導方法に関する調査といった物も併せて実施してございます。結果の詳細につきましては、後ほどの教育委員協議会で報告させていただきますので、ここでの詳細の説明は省略させていただきます。 なお 9 ページに、これまでの年度別の学力・学習状況調査の参加児童生徒数の推移を記載してございます。以上でございます。 渋川教育長 ただいまの説明に関しまして、質問がありましたらお受けしたいと思ひますが、いかがでしょうか。 《「なし」の声》 それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。 続きまして報告第 23 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について事務局よりお願いいたします。
・ 報告第 2 3 号	

高橋管理課長

議案書 10 ページです。

報告第 23 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

一つ目、熱中症対策でございます。

例年になく気温の高い日が続き、8 月 20 日頃からは最高気温が 30 度を超える日も出て来ており、教育委員会としましては、この異常な暑さへの対応として幼児、児童生徒が安全に保育や教育活動が行えるよう、通常の対策に加え緊急的に熱中症対策を講じましたので、ご報告いたします。

保育所につきましては、8 月 23 日から 5 日間、屋外活動は園庭のみとし散歩を中止し、さらに 8 月 25 日、26 日及び 8 月 31 日の 3 日間については、役場の会議室など公共施設と民間企業にも協力を頂き、クーラーの設置している部屋で臨時的に保育を行ったところでございます。

小中学校につきましても、8 月 23 日の校長会議において熱中症警戒アラートが発せられている場合は、屋外での教育活動を原則行わないこと、8 月 23 日から 5 日間は、中学校の部活動を中止する対策を講じております。また、8 月 28 日には全ての小中学校と保健室と、クーラーの設置がない保育所と学童保育にスポットクーラーを各 1 台ずつ 1 ヶ月間レンタルし配置したところでございます。今後におきましても、保育所及び学校が幼児、児童生徒にとって安心安全な場所となるため、クーラーの設置について前向きに検討して参りたいと考えております。

二つ目でございます。

箱根町中学生との相互交流についてでございます。

姉妹都市箱根町との中学生親善訪問事業が 4 年ぶりに行われ、7 月 31 日（月）から 8 月 2 日（水）まで当町の中学生 6 名と引率 3 名が箱根町を訪問し、翌週の 8 月 7 日（月）から 9 日（水）まで、箱根町の訪問団を受入れました。

相互交流では 4 年ぶりの開催もあり、最初是中々打ち解けられなかったようですが、色々な体験を通じてすぐに解消され、それぞれの町の歴史や文化の違いや、類似点を実際に感じ取ることが出来たようであり、中学生同士の交流を深めてきたと報告を受けております。以上でございます。

渋川教育長

ただいまの報告に際しまして、質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

《「なし」の声》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして報告第 24 号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について事務局よりお願いいたします。

日 程 第 5
【 議 決 事 項 】
・ 議案第 31 号

原社会教育課長

報告第 24 号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について次のとおり報告します。

一つ目、ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアーについて。

洞爺湖町と香川県三豊市の友好都市少年交流事業「ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアー」は、三豊市より 14 名の訪問団が 8 月 25 日から 28 日までの 4 日間、洞爺湖町を訪れ 4 年ぶりに実施しました。

訪問団一行は、初日に表敬訪問で洞爺湖町役場を訪れ、職員の歓迎を受けた後、歓迎式を行いました。翌日、洞爺湖温泉のサミット記念館で対面式を行い、自己紹介の他、洞爺湖町の児童が手作りで、洞爺湖町の自然や世界遺産、あるいは観光名所の説明をふんだんに盛り込んだ「ようこそ、洞爺湖町へ」と題するパンフレットを三豊市の児童に手渡しました。

本年度の交流プログラムとしまして、洞爺郷土資料室で洞爺地区の開拓の歴史を学んだ他、中島散策、火山科学館、入江・高砂貝塚館、洞爺湖芸術館などを見学し、洞爺湖町の雄大な自然環境を学んだり、また、じゃがいも掘りや洞爺湖畔でのカヌーやバナナボートのレイクスportsなどの体験を通して、三豊市の児童との友情の輪を広め、絆を深めたところであります。

なお、洞爺湖町からは、11 月 24 日から 4 日間の日程で洞爺湖町の児童 6 年生 9 名が三豊市を訪問する予定となっております。以上です。

渋川教育長

質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《「なし」の声》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

日程第 5、議決事項でございます。

議案第 31 号、機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則について、事務局よりお願いいたします。

高橋管理課長

議案書 12 ページです。

議案第 31 号、機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定めるものでございます。

この規則につきましては、10 月 1 日付けの機構改革に伴い、保育所の町長部局への移管、給食センターの課の位置付けからの変更、係制の導入、課名の変更等、そういったものに伴い、関係する規則について一括して改正するものでございます。説明につきましては、別冊でお配りしてございます、議案説明資料で説明していきたいと思っております。

1 ページ目でございます。新旧対照表があるかと思っております。

まず、最初の規則でございますが、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務

委任規則に関するものでございます。こちらにつきましては、第 3 条で管理課長というものが教育推進課長、課名の変更に伴いまして役職の変更がございますので、そこを改正するというような内容でございます。

続きまして 2 ページ目、洞爺湖町教育委員会行政組織規則の関係でございます。

こちらにつきましては、第 2 条において、管理課が教育推進課に変わること。それに伴い、係制の復活という形で、それぞれ係名を課の下にぶら下げるといような改正を第 2 条で行ってございます。第 4 条につきましては、課が所管する教育機関といたしまして、管理課だったものが教育推進課に変わったこと、町立保育所が無くなったこと、あと、社会教育課の施設について、大きな変更はないですけれども、整理をしているというような改正でございます。あと、3 ページ目の中ほどになりますけれども、給食センターというのが課に相当する教育機関ではなくなったという形で、そこを削るというような改正をしてございます。第 6 条につきましては、管理課を教育推進課に改める文言の変更、というような内容でございます。第 8 条につきましては、係制の導入に伴いまして、課長の他に係を置く、係長の職員も必要となってくることを規定している内容でございます。第 9 条、参事等でございますけれども、こちらの係制の導入に伴いまして、課または係に置く役職の関係を整理しているというような改正でございます。5 ページ目になります、第 12 条で役職以外の職という形で、保育士の部分を削除するというような改正をしてございます。

その下の別表でございます。こちらは、管理課であった分掌事務、または社会教育課であった分掌事務、学校給食センターであった分掌事務、それぞれ 11 ページ目まで書いているのですが、それを教育推進課と社会教育課の係ごとに分掌事務を集約した内容で、大きな変更ではないのですが、こういうような形式上の変更を行った、というような改正でございます。

続きまして 12 ページ目でございます。教育委員会公印規則の改正でございます。

第 5 条は課名変更に伴う役職名の変更でございます。別表でございますが、公印管理者というのが管理課長から教育推進課長に変わるということ。あとは、13 ページ目の 1 番最後のところでございますけれども、右側に学校給食センター長の印というものがございまして、今回学校給食センター長がいなくなる形になりますので、その部分を削除する改正でございます。

続きまして、15 ページ目でございます。

学校給食センター条例施行規則の新旧の改正でございます。一つ訂正がございます。

改正案の第 3 条の表の中になりますけれども、名称の洞爺湖町学校給食センターとありまして、その横の職員と言った冒頭に「所長」と書いてありますが削除いただき、その他必要な職員となります、大変申しわけございません。

こちらについては、所長がいなくなったことに対する改正。あと、今まで給

食センターの庶務規定といった要綱で、第 2 項とか次の第 4 条に規定するような帳簿会計書類というものを、庶務規定の中で整理していたのですが、今回の課というような位置づけから変更となりますので、この庶務規定というのは、後ほど出てきますけれども、廃止して、必要な部分だけをこの条例施行規則に追加するというような改正を行ってございます。

続きまして 17 ページ目、教育委員会職員の職名に関する規則の改正でございます。

まず、第 6 条、臨時又は非常勤の職員に係る職名は別に定める、といったものが従来までございましたけれども、実際この「別に定める」ルールが特段定められていないこと。また、会計年度任用職員という制度が令和 2 年度からでき、この職名というものが無くなっているというようなことを含め、この文言を削除するというような内容でございます。あと、別表につきましては、保育士に関する役職の部分の全てを削除すること。学校給食センターの所長という役職を削る、というような改正をしているところでございます。

それでは、議案書のほうに戻っていただきまして、19 ページになります。19 ページの下、第 6 条になります。洞爺湖町保育所条例施行規則の廃止。教育委員会で定めていました保育の規則につきましては、町長部局への移管に伴い廃止するものでございます。その次、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担及び利用施設利用者等に関する取扱い規則につきましても、町長部局移管に伴い、第 7 条に規定しているとおり廃止するものでございます。なお、この廃止する規則については、同日付で町長部局が同じ内容で規則を制定し、保育を運営して行くというような内容となっております。

20 ページ目でございます、最後附則でございますが、この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げます。

渋川教育長

ただいま説明がありましたが、質疑をお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

来栖委員

保育所が教育委員会じゃなくなるということは、新しい保育所ができることに関して、町長部局の方でお母さま達と話を進めて行ってくれるという形ですね。

高橋管理課長

その通りです。

岡本委員

管理課から教育推進課という名前に変更になりましたけれども、これには

何かさらに積極的な意味合いがあるのでしょうか。ただ保育所関連を抜いたのでこの名称に変えたという事でしょうか。

高橋管理課長

今まで保育所という部分もあったので、なかなか学校教育課とかですね、そういうような表記が難しかったというのも、これまでの経緯の中ではあるのかなというふうに思っております。今回、保育が移管になって教育の方も色々な部分で、小中一貫教育とかそういった部分を進めて行くというような考え方もございますので、そういう意味合いを込めて教育を推進して行く課、という形で今回改正したというような形でございます。

渋川教育長

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「なし」の声》

異議なしと認めます。

議案第 31 号、機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則については、原案のとおり可決されました。

議案第 32 号、機構改革に伴う関係訓令の整理に関する訓令について、事務局よりご説明をお願いいたします。

高橋管理課長

議案書 21 ページになります。

議案第 32 号、機構改革に伴う関係訓令の整理に関する訓令について、次のように定めるものでございます。こちら、先ほど議案第 31 号と同様に、要綱規程といったような規則以外の訓令について、まとめて整理するものでございます。説明につきましては、先ほどの議案説明資料新旧対照表で説明したいと思います。

19 ページ目をお開き願いたいと思います。

まず一つ目、教育委員会事務専決規程の改正でございます。こちらにつきましては、まず第 5 条、別表 1 という文言がございますけれども、こちらが別表のみという形になるような改正で文言の整理をしているところでございます。第 7 条につきましては、代決規定という形でございますけれども、決裁権者というのが決まっております、それが不在の時に、誰がどういう順序で代決するかということを定めてございますけれども、これを今回表形式に整理した、というような形で第 7 条で改正してございます。20 ページ目でございますが、こちらは、課長が持っている決裁権限の上限というようなことを定めているのですけれども、そこが管理課から教育推進課に変わるということ。あと、右側の (9) 文書の收受や (10) 保育所の入退所の決定等、保育関係に関する課長の専決権限は不要になるので、それを削除して、給食センターの権限に合ったものを教育推進課に移行する、といったような改正を行ってござ

います。

続きまして 21 ページ目でございます。

洞爺湖町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の改正でございます。今回ですね、これと全く同じ要綱がありまして、洞爺湖町教育委員会事務局職員の自家用車の公用使用の要綱というのが、これまで二つありました。教育委員会の職員と学校職員の要綱の二つあったのですけれども、教育委員会の職員については、保育士や学校の校務員が使うときに適用していた、というような区分けをして運用していたのですけれども、今回保育が教育委員会から無くなるので、教育委員会職員の自家用車の公用使用の要綱というのは、後ほど出てくるのですけれども、そちらを廃止するというような形で考えておりまして、そうすると校務員の対応ができなくなるので、その学校の校務員さんの自家用車の公用使用を、この町立学校職員の中に含めて改正したいというような形で提案している内容でございます。色々と改正しているのですけれども、主な改正につきましては、今申し上げたとおり、校務員も対象に含めること、あとは公用使用の許認可の権限。これまでは、教育長というところで持っていたのですけれども、校長にそこを委任する、というような改正と合わせて、道立学校も同様にやっていますので、それに準じた例に改正するというようなものを行ってございます。

条ごとに簡単に説明したいと思います。

第 1 条は、これまでは町立学校の教職員というようなことで定めてございましたが、そこに学校に勤務する全ての職員という形で、校務員等も含めるような改正を行ってございます。第 3 条につきましては、公用車の使用基準。従来までは教育長だったものを校長に変更してございます。第 3 条の第 3 項については追加でございますけれども、児童生徒を乗せることができる。災害、その他、特別の事情があると言ったような条件があるのですけれども、乗せることができる、ということを道立学校の例に準じて追加してございます。あと、第 4 条につきましては、先ほどの児童生徒を乗せる条件。災害、その他といった部分を、先ほどと同じような形で追加しているということの改正です。第 5 条が公用使用の承認の手続でございます。先生が自家用車を公用する時、従前までは校長に届け出をし、校長から意見を添えて教育長に承認願う、というような流れでしたけれども、届出も承認も校長で完結できる、というような改正を第 5 条で行っているというような内容でございます。23 ページ目でございます。第 6 条で校長の専決等というのがございます。こちらは、校長に承認の権限を委任しているので、今回は専決権限というのが不要になるという形で削除してございます。第 6 条及び第 7 条、こちらは条の繰り上げに伴う条番号の変更でございます。24 ページ目、第 9 条交通事故報告の処理の場合についても、教育長の承認ではなく、校長の承認になったことから文言の整理を行ってございます。あと最後、事故の報告。第 10 条で事故が起きたときは校長に報告しなければならない、ということが定めてございましたけれども、この事故報告というのは、別段ここに規定しなくても服務規程に既

に定められてございますので、道立学校の例に合わせて、事故報告という文言はこの訓令から削除するという改正を行ってございます。あとは条項の繰り上げでございます。

続きまして、25 ページ目。教育委員会文書事務取扱規程の改正でございます。

こちら第 3 条、第 5 条共に管理課から教育推進課への課名変更でございます。第 4 条につきましては、これは教育委員会から外部に出す文書に文書番号を付けるのですが、この「洞教管第何号」というような文言があるのですが、管理課で無くなったので、教育推進課の「推」というものを、頭文字に変えますといった変更と、学校給食センターの文書番号はなくなる、といったような改正を行っている内容でございます。

26 ページ目、洞爺湖町就学援助費の支給に関する要綱の改正でございます。

こちらにつきましては、給食費の就学援助については、学校給食センターの所長に振り込むというような手続を取っておりますけれども、センターの所長が居なくなりますので、教育推進課長に支給するといったような文言の変更でございます。

続きまして 27 ページ目、特別支援教育連携協議会設置要綱の改正でございます。

こちらの専門部員の充て職の中に、これまで管理課の学校教育係担当というような文言が入っていたのを、教育推進課というような形で変更するものでございます。

28 ページ目、洞爺湖町フッ化物洗口事業実施要綱の改正でございます。

こちらにつきましては、従前まで保育所の幼児と小・中学校合わせ、一つの要綱で規定して実施してございましたが、保育所の幼児が町長部局に移管することに伴い、幼児部分について文言を削除し、様式についても小中学校のみ、というような改正をしている内容でございます。

30 ページ目、特別支援教育就学奨励費支給要綱の改正でございます。

こちら学校給食費の受領を学校給食センター長から教育推進課長に変更する内容でございます。あと、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いについての改正でございます。管理課から教育推進課の職員というような文言の変更でございます。

最後 31 ページ目でございます。

通学路等安全推進会議設置要綱の改正でございます。

こちらにつきましては、通学路の安全の委員の充て職の役職名を記載してございますが、交通安全の担当部署が住民課から総務課に変更されたこと、また、管理課が教育推進課に変わったことから、文言の変更しているものでございます。

議案書の 26 ページに戻っていただきまして、第 10 条の学校給食センター処務規程の廃止でございます。こちらにつきましては先ほどもご説明しましたけれども、給食センターの条例施行規則に一部追加することで、処務規定を

廃止するものでございます。

洞爺湖町保育所処務規定の廃止、こちらについても廃止するものでございます。

洞爺湖町心身障害児保育実施要綱につきましても、町長部局への移管に伴い廃止するものでございます。

27 ページ目、第 13 条洞爺湖町子育て支援センター事業実施要綱につきましても廃止するものでございます。

第 14 条洞爺湖町教育委員会職員の自家用車の公用使用に関する要綱につきましても廃止するものでございます。

第 15 条洞爺湖町一時預かり保育事業実施要綱につきましても廃止いたします。

第 16 条洞爺湖町放課後児童クラブ「児童会風っ子」運営規程につきましても、廃止するものでございます。

第 17 条洞爺湖町放課後児童クラブ「児童会洞爺湖クラブ」運営規程につきましても廃止するものでございます。

第 18 条洞爺湖町放課後児童クラブ「とうや児童クラブ」運営規程につきましても廃止するものでございます。

28 ページ目、第 19 条洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱につきましても廃止するものでございます。

第 20 条虻校未来づくり推進委員会設置要綱につきましても廃止するものでございます。なお、こちらも規則同様保育・子育てに関する要綱につきましては、同日付けで町長部局で同様の要綱を制定し運用して行く、というような段取りとなっております。

最後、附則でございます。この訓令は、令和 5 年 10 月 1 日から施行するものでございます。なお、29 ページから 36 ページにかけては、関連する要綱の様式の改正でございますので、説明は省略させていただきます。以上、ご提案いたします。

渋川教育長

ちょっとたくさんの説明があったのですがけれども、質疑をお受けしたいと思いますが、でございますでしょうか。

来栖委員

21 ページ、自家用車の公用使用基準っていうのがあったと思うのですがけれども、任意保険っていうのが、その人によって違いますよね。搭乗者保険が無制限に入っているとか、搭乗者保険は入っていないとか。入れると高くなるし、入っていないと不安になるという部分があると思うのですがけれども、それは気にせず乗せるということですか。

高橋管理課長

・議案第 33 号

公用車の使用を登録する段階で自賠責だとか任用保険というようなものを出していただくことになっています。その中で、最低基準の補償の額を定めていて、それ以上でなければ認めない、というような対応をしているという形になっています。

来栖委員

ある程度の補償金額が決まっているという事ですね。

高橋管理課長

そうです、はい。

渋川教育長

その他、ございますでしょうか。

《「なし」の声》

それでは、議案第 32 号、機構改革に伴う関係訓令の整理に関する訓令については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 33 号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について事務局より説明をお願いいたします。

高橋管理課長

議案書 37 ページでございます。

議案第 33 号洞爺湖町教育委員会部局の人事異動についてでございます。

10 月 1 日付けで洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について、別紙のとおり発令したいので議決を求めるものでございます。39 ページ目以降をお開きいただきたいと思います。従来から説明している通り、保育の移管、課名の変更、係制の導入などに伴いまして、10 月 1 日付けで人事異動を予定してございます。課名の変更や係制の導入で、全ての職員に対して発令する形になりますので、大きな変更部分のみ説明したいと思います。

まず 39 ページ目、係長職の中ほど。黒澤博美さん、総務課主査から社会教育課の文化・スポーツ係長に異動されてきます。あとは 41 ページ目でございます。町長部局への出向という形で、社会教育課長の原課長が子育て支援課長に、次に管理課佐々木主査が総務部住民税務課の長寿・医療助成係長。何段か下あたり、社会教育課主査の大木佑介さんが観光振興課の観光振興係長。1 番最後のところに、管理課の佐々木碧伊子さんが子育て支援課の保育係に異動となっております。それ以外につきましては保育士が子育て支援課のそれぞれの保育所に異動し、保育所間での異動は今回ございません。

以上このような発令を行いたいということでございますので、ご提案申し上げます。以上です。

渋川教育長

・議案第 34 号

質疑をお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。

《「なし」の声》

異議なしと認めます。

議案第 33 号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動については、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 34 号、洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰候補者の内申について事務局よりお願いいたします。

角田社会教育課参事

43 ページになります。

議案第 34 号、洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰候補者の内申についてでございます。

洞爺湖町表彰条例に基づく令和 5 年度表彰に係る被表彰候補者について、次の者を内申することについて議決を求めるものでございます。

内申をする者、1 団体と 4 名の方でございます。

まず団体です。アプタ・フレナイの会。表彰の種類は貢献表彰でございます。功績の概要につきましては、20 年以上の永きにわたり縄文遺跡「入江・高砂貝塚」を通して縄文文化の継承活動に努め、縄文講演会や縄文体験事業を開催するなど、町事業に積極的に参画し、文化振興に貢献されている。

続きまして、神馬廣子氏、菅原輝子氏、富山むつ子氏でございます。表彰の種類はいずれも貢献表彰でございます。功績の概要でございますが、10 年以上の永きにわたりアプタ・フレナイの会役員として、縄文文化活動に積極的に参画されるなど、文化振興に貢献されている。

44 ページでございます。塩田満氏でございます。表彰の種類は貢献表彰でございます。功績の概要でございますが、10 年以上の永きにわたり曙獅子舞保存会の役員として、獅子舞の保存と承継に寄与し、町の文化振興に貢献されている。以上でございます。

渋谷教育長

質疑をお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。

《「なし」の声》

異議なしと認めます。

議案第 34 号、洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰候補者の内申については、原案のとおり可決されました。

日程第 6、その他でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

《「なし」の声》

事務局からはございますか。

《「なし」の声》

日 程 第 6

【 そ の 他 】

日 程 第 7 【 閉 会 】	それでは、以上をもちまして洞爺湖町教育委員会令和 5 年第 5 回臨時会を終了させていただきます。 1 4 : 1 5 閉会
--------------------	---